

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
省令の一部を改正する省令要旨

- 1 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者が申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録を送信する場合のその読取り等の階調の要件を、白色から黒色までの階調が256階調以上であること（改正前：赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上であること）とする。
（第5条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和7年4月1日から施行することとする。（附則関係）